

建設特定技能制度改正の概要（令和4年8月）

平成4年8月30日付けで建設特定技能制度の改正が行われました。改正の主なポイントは、次のとおりです。

- ① 業務区分が19区分（型枠施工、左官、建設機械施工、土工、海洋土木工等）が「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3区分に統合
- ② 建設業に係る全ての作業を3区分いずれかに分類

従来、2号技能実習を良好に修了した外国人が同じ職種の特定技能に申請・変更する場合、技能評価試験、日本語試験を受験する必要はありませんが、職種の変化する特定技能に申請・変更する場合は、技能評価試験に合格する必要がありました。が、統合されることにより、技能実習の職種が特定技能1号の業務区分（土木、建築、ライフライン・設備）に当てはまる場合は、試験免除となりました。

以下、技能実習対象職種と特定技能職種の整理表です。

技能実習職種 25区分	特定技能（再編前） 19区分	特定技能（再編後） 3区分
特定技能への移行あり 13区分	技能実習職種あり 13区分	土木 （さく井、型枠施工、鉄筋施工、とび、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、建設機械施工、鉄工、塗装） 建築 （建築板金、建具製作、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、石材施工、タイル張り、かわらぶき、左官、内装仕上げ施工、表装、サッシ施工、防水施工、コンクリート圧送施工、築炉、鉄工、塗装、溶接） ライフライン・設備 （建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、熱絶縁施工、溶接）
建築板金	建築板金	
建築大工	建築大工	
型枠施工	型枠施工	
鉄筋施工	鉄筋施工	
とび	とび	
かわらぶき	屋根ふき	
左官	左官	
配管	配管	
熱絶縁施工	保温保冷	
内装仕上げ施工	内装仕上げ施工	
表装	表装	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送施工	
建設機械施工	建設機械施工	
特定技能への移行なし	技能実習職種なし	
塗装、溶接等 17区分	トンネル推進工	
	土工	
	電気通信	
	鉄筋接手	
	吹付ウレタン断熱	
	海洋土木	

※ 特定技能外国人受入れ制度についての情報提供や外国人受入れ企業が（一社）建設技能人材機構（JAC）に支払う受入負担金の収納事務は、引き続き当協会で行います。